

## 令和3年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施結果

### 1 概要

夏期に多発する食中毒等の防止及び食品衛生の向上を図るため、食品営業施設に対する一斉取締りを実施した。今年度は、スーパーマーケット、大型商業施設等を重点的に立入検査した。また、近年、多く発生している食肉に関する食中毒対策として、生食用食肉や未加熱・加熱不十分な食肉料理を提供している飲食店等の立入検査も実施した。

食品の検査は、夏期に食中毒の危険が増すものを中心に行った。

### 2 実施期間

令和3年6月1日（火）から8月31日（火）まで

### 3 実施内容

#### (1) 立入検査

立入検査の実施件数は、別紙1のとおりであった。違反事項に関しては、大半が、令和3年6月1日に制度化された『「HACCPに沿った衛生管理」の基準』に合致しないとするものであった。「手引書」を活用し、その場で助言指導を行い、改善を促した。その他、不備があった事項は、口頭又は書面により指導を行った。

また、食中毒が発生したため、1件の営業禁止処分があった。

※ 令和3年6月1日以降、食品衛生法の改正による許可制度の見直しがあったため、旧法と新法に分けて掲載した。旧法に基づく営業許可は、経過措置により、当該許可の有効期間の満了の日まで継続します。

#### (2) 食品の検査等

収去検査の実施件数は、別紙2のとおりであった。

食品衛生法に基づく規格基準がある食品に関して、基準を逸脱した検体はなかった。

別紙1 (立入検査)

(1) 許可を要する営業施設

ア 旧法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	399	39
菓子製造業	56	2
魚介類販売業	334	1
魚介類せり売り営業	30	0
魚肉ねり製品製造業	1	0
食品の冷凍または冷蔵業	31	0
かん詰またはびん詰食品製造業	2	0
喫茶店営業	22	1
乳類販売業	43	1
食肉処理業	11	1
食肉販売業	73	3
食肉製品製造業	2	0
ソース類製造業	1	0
めん類製造業	3	0
そうざい製造業	27	4
氷雪製造業	13	0
氷雪販売業	3	0
小計	1051	52

イ 新法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	11	0
食肉販売業	2	0
魚介類販売業	1	0
食肉処理業	1	0
菓子製造業	12	0
食肉製品製造業	1	0
水産製品製造業	1	0
酒類製造業	1	0
密封包装食品製造業	1	0
食品の小分け業	3	0
添加物製造業	1	0
小計	35	0

(2) 許可を要しない営業等施設 (法第70条で準用される施設を含む。)

ウ 旧法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
食品製造業	29	0
野菜果物販売業	228	0
そうざい販売業	230	0
菓子販売業	141	0
食品販売業	344	0
添加物の販売業	42	0
器具・容器包装、おもちゃ の製造業又は販売業	67	0
小計	1081	0

エ 新法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
給食施設	26	0
食品製造業	2	0
小計	28	0

## 別紙2（収去検査）

品目	検体数			違反件数
	総数	食品衛生法	食品表示法	
魚介類（国産）	2	22	0	0
魚介類（輸入）	5	5	0	-
魚介類加工品	5	5	5	-
食肉	5	5	0	-
アイスクリーム類・氷菓	5	5	0	0
めん類	2	2	0	0
（上記以外の）穀類加工品（国産）	4	4	4	-
（上記以外の）穀類加工品（輸入）	1	1	1	-
生鮮野菜及び果物	10	10	0	-
そうざい及びその半製品	16	16	0	-
弁当	16	16	0	-
合計	91	91	10	0